

件名	愛媛県留置施設視察委員会条例
主管課	警察本部留置管理課
根拠法令等	刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成 18 年 6 月 8 日公布）による改正後の刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第 21 条第 6 項
<p>【制定の概要】</p> <p>刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第 20 条第 1 項により警察本部に留置施設視察委員会が設置され、その組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定めることとされたため</p> <p>1 趣旨 この条例は、法第21条第6項の規定に基づき、愛媛県留置施設視察委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。</p> <p>2 組織 委員は4人</p> <p>3 委員 ・補欠の委員の任期は、前任者の残任期間 ・委員は、3回に限り再任 ・公安委員会は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。</p> <p>4 委員長 委員長を置き、委員長は、委員の互選</p> <p>5 会議 会議は、委員長が招集し、委員長が議長</p> <p>6 庶務 警察本部警務部</p>	
施行日	刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>法定事項</p> <p>1 留置施設視察委員会（法20条） 警察本部に留置施設視察委員会を置く。 委員会は、留置施設を視察し、その運営に関し留置業務管理者に対し意見を述べる。</p> <p>2 組織等（法第21条） 委員は、10人以内、公安委員会が任命 委員の任期は、1年。ただし、再任を妨げない。 委員又は委員であった者の守秘義務を規定</p> <p>その他</p> <p>1 委員の人選 地域住民のほか、弁護士等、医師、地方公共団体職員等を想定</p> <p>2 委員の数 4人（警察庁の基準による。）</p> <p>3 開催回数 概ね、年4回（留置施設は16警察署全てに設置。警察本部は未設置）</p> <p>4 視察計画 2人が1組で1年間に8警察署視察＝4回×2警察署 したがって、各委員は、2年で全16警察署を視察することができる。 なお、再任を3回までとしたのは、同一施設を2回視察すれば、十分な意見を述べる事が可能であるため</p>	